

(1) 結城市の空き家の現状について

1. 結城市の空き家率（平成30年 住宅土地統計調査：総務省統計局）

	空き家率
全国	13.6%
茨城県	14.8%
結城市	11.3%

本調査は抽出調査であり、調査結果の数値は推計値です。

※アパートやセカンドハウスなども含む

2. 結城市の空家等の把握件数（生活環境課による調査）

○空家等の件数：284件

※令和3年1月末日現在の件数

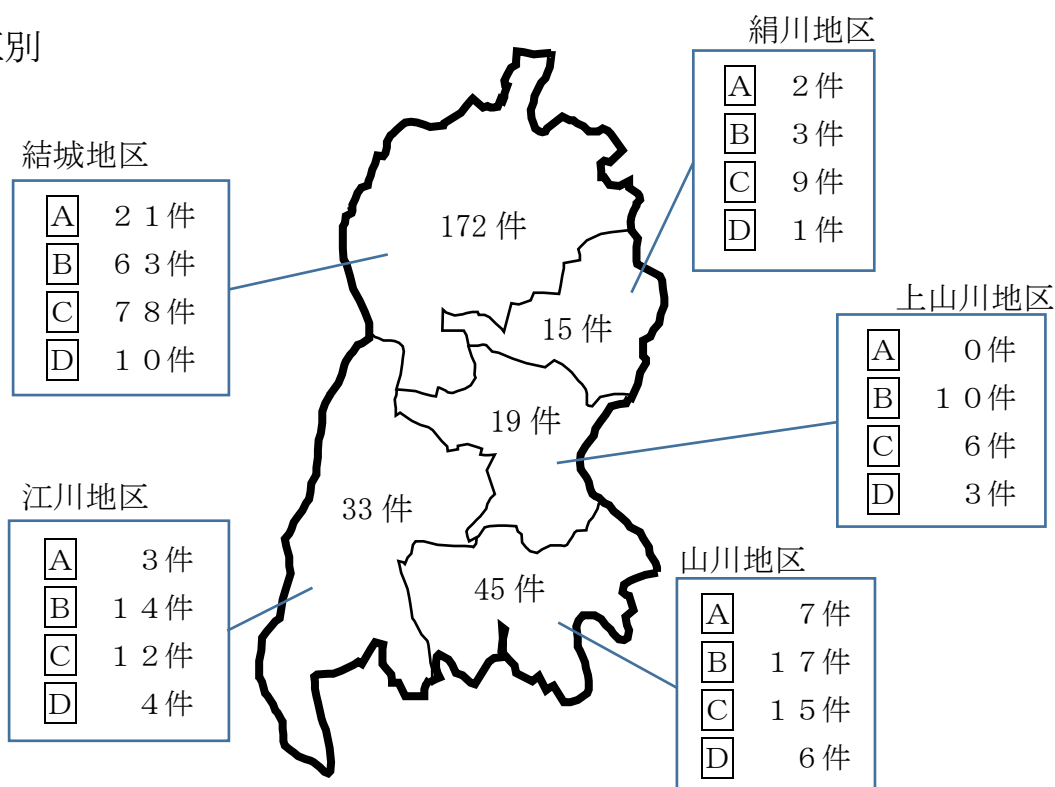
※空家等とは、1年以上使用していない建物等

○ランク別

A	B	C	D	合計
33	107	120	24	284

【状態】 良 → → → 悪

○地区別



3. 令和2年度の調査結果

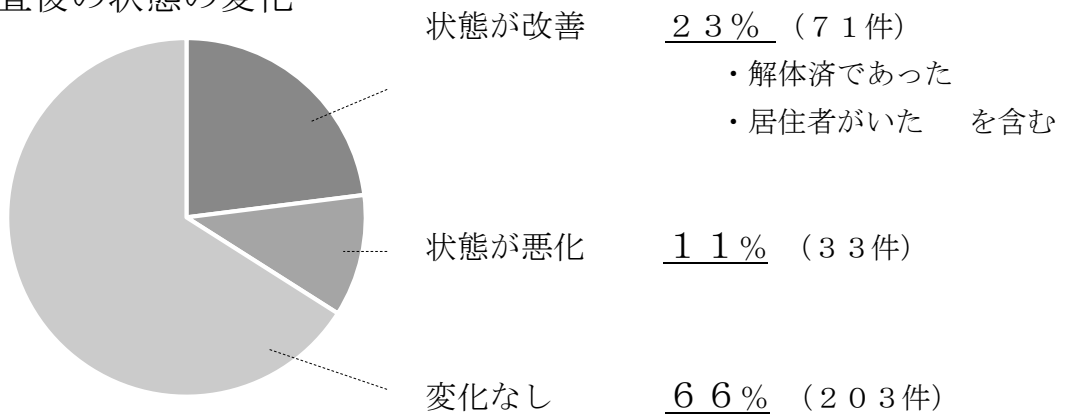
①空家等の再調査 (令和2年4月～令和2年12月)

平成26年度に実施した調査により230件の空家等を把握。以降、市民の方からの苦情や情報提供により把握し、令和2年5月時点では307件の空家等を把握。

空家等の状態の変化を確認するため、307件の空家等を再調査。

前回調査	平成26年度	業務委託により230件の調査
今回調査	令和2年度	市職員により307件の調査

○調査後の状態の変化



⇒これにより空家等件数が、307件 → 250件

②把握できていなかった空家等の調査 (令和2年12月～)

○利用している情報

- ・上水道の閉栓状況
- ・住民基本台帳情報
- ・固定資産税の通知先情報



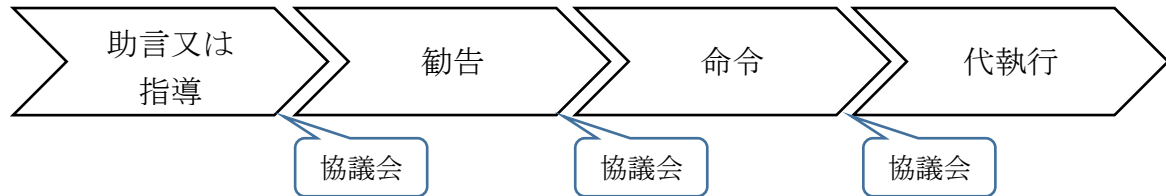
現地調査により空家等か判断

⇒これにより空家等件数が、250件 → 284件(現在も調査中)

(2) 特定空家等の基準について

『**特定空家等**』とは…管理状態が著しく悪い空家等

1. 特定空家等に対する措置 (空き家特別措置法)



※勧告された場合、固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外。

2. 結城市の特定空家等の件数・・・0件 (認定した実績なし)

3. 特定空家等に認定するまでの流れ



4. 特定空家等の判定基準

<p>① 倒壊等著しく保安上危険</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物の状態が酷く、建物が倒壊してしまふおそれがある状態 など <p style="text-align: center;">・ 基準 【別表第1】</p>	<p>② 著しく衛生上有害</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家がゴミ屋敷となっており多数の害虫が発生しているなどの状態 など <p style="text-align: center;">・ 基準 【別表第2】</p>
<p>③ 著しく景観を損なっている</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の窓ガラスが割れている状態 ・屋根や壁が破損して外からでも中が見えるような状態 など <p style="text-align: center;">・ 基準 【別表第3】</p>	<p>④ 保全上放置が不適切</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建物が施錠されておらず不特定の者が容易に侵入できる状態 ・立木の枝が道路などに大きくはみ出し通行を妨げている状態 など <p style="text-align: center;">・ 基準 【別表第4】</p>

(3) 空家等解体費補助事業について

事業の趣旨

老朽化等により周辺的生活環境の保全に著しく有害となる空家等の解体を促進し、周辺住民の生活環境の保護に寄与することを目的として、空家等の解体費の一部を補助。

※令和3年度の当初予算として要求

1. 補助金の額

- ・解体工事費用の1/2（上限30万円）

2. 対象となる空家等

- ・個人が所有する一戸建て又は併用住宅（店舗兼住宅等）

- ・①、②のいずれかに該当

① 特定空家等

② 判定基準（別表第1）で100点以上（建物の状態が著しく悪いもの）

※抵当権等の設定されていないこと など

3. 対象となる者

- ・空家等の所有者又は相続人

※市税等に滞納が無いこと など

4. 対象となる工事

- ・原則、敷地内の全てを更地にする工事

※工事業者は、解体工事等の許可を受けている者 など

5. 備考

- ・工事着手前に申請する必要有
- ・補助対象となるかは、市職員が判定基準を用いて現地調査のうえ判定

○生活環境課の指導等による空家等の解体件数

平成27年度～令和2年度まで・・・99件

⇒ 更なる解体を促進するための補助事業